

三宅島の現状（その63）

平成15年9月25日
三宅村災害対策本部

【気象及び火山活動状況】 9月11日から9月25日

今期間は、前半は太平洋高気圧に覆われて晴れの日が多かったものの、後半は台風15号の影響により暴風雨となりました。台風が接近した20日から22日における雨の降り出しからの総雨量は、阿古地区で316ミリ、坪田地区で291ミリを観測しました。また測候所では、22日に最大風速29.7m/s（北西風）を観測しました。

火山の活動状況は、15日に白色の噴煙が火口上1,000mまで上がっているのが観測されました。

火山ガス（SO₂）の放出量調査は、12日に警視庁の協力により、1回目約7,500トン/日から2回目5,500トン/日を観測しました。

島内のガス濃度（SO₂）は、2ppm以上を観測した日は12日から14日、16日から20日で、今期間の最大値は20日の三宅村役場で10.3ppmを観測しました。（東京都環境局観測）

【台風一過三宅島】

台風15号の影響を強く受けた三宅島ですが、大きな被害もなく、山に向かって立ちのぼる巨大な砂防ダムの力を感じました。それは、毎日一生懸命復旧工事にたずさわっている関係者の皆様のおかげだと思います。

雨が心配された25日の神着地区の日帰り帰宅も無事終了し、さるびあ丸に乗船されていく住民のみなさんの笑顔が印象的でした。

また、天候も徐々に回復していますが、新たに南海上に発生した熱帯低気圧の動きに注意しています。今回通過した第15号台風と発生地点や動きが似ているため、注意して見ていきたいと思っています。

天候不順による寒暖の差が激しいため皆様、体調管理が大変ですけれども体を大切に作業に従事しましょう。

【滞在型及び日帰り帰宅事業の実施日程】

(1) 滞在型帰宅事業の実施日程

| | |
|----------------|----------|
| 10月 3日から10月 5日 | 阿古地区 |
| 10月 8日から10月 9日 | 伊豆・伊ヶ谷地区 |
| 10月10日から10月12日 | 伊豆・伊ヶ谷地区 |

(2) 日帰り帰宅の実施日程

| | |
|--------|----------|
| 10月 6日 | 伊豆・伊ヶ谷地区 |
| 10月 8日 | 伊豆・伊ヶ谷地区 |
| 10月13日 | 坪田地区 |

（問合せ先：三宅村災害対策本部 電話 04994-6-1549）

- A** 現時点で長期的影響の目安に達している観測点
- B** 現時点で長期的影響の目安に概ね達しているが、今後の推移を注意深く見守る必要がある観測点
- C** 現時点で長期的影響の目安に達していない観測点
- 現時点で長期的影響の目安に達している観測点であるが、高感受性者が注意を要する月平均時間(分)

| 伊ヶ谷老人福祉館 | | |
|----------|-----------------------|-------|
| 長期 | 年平均値(ppm) | 0.05 |
| | 1時間値0.1ppm以上の割合(%) | 7.1 |
| 短期 | レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分) | 2,240 |
| | レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分) | 1,181 |
| | レベル3(2ppm超)月平均時間(分) | 123 |
| | レベル4(5ppm超)月平均時間(分) | 0 |

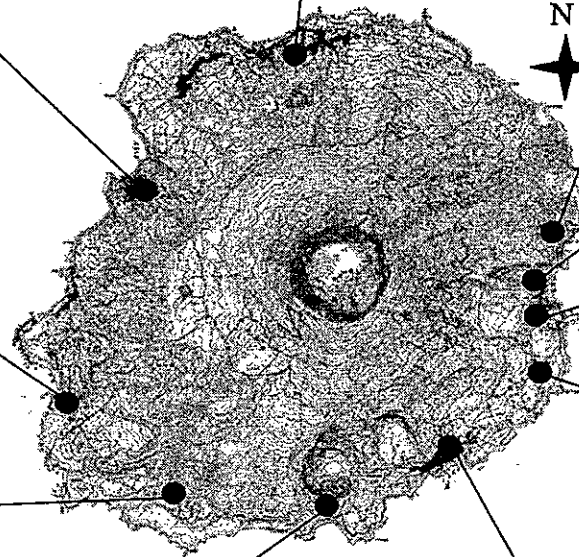
| 三宅支庁 | | |
|------|-----------------------|------|
| 長期 | 年平均値(ppm) | 0.01 |
| | 1時間値0.1ppm以上の割合(%) | 1.7 |
| 短期 | レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分) | 470 |
| | レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分) | 158 |
| | レベル3(2ppm超)月平均時間(分) | 1 |
| | レベル4(5ppm超)月平均時間(分) | 0 |

| 逢の浜温泉 | | |
|-------|-----------------------|-------|
| 長期 | 年平均値(ppm) | 0.13 |
| | 1時間値0.1ppm以上の割合(%) | 17.2 |
| 短期 | レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分) | 4,728 |
| | レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分) | 2,205 |
| | レベル3(2ppm超)月平均時間(分) | 753 |
| | レベル4(5ppm超)月平均時間(分) | 73 |

| 三池消防器具置場 | | |
|----------|-----------------------|-------|
| 長期 | 年平均値(ppm) | 0.23 |
| | 1時間値0.1ppm以上の割合(%) | 27.3 |
| 短期 | レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分) | 8,861 |
| | レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分) | 4,782 |
| | レベル3(2ppm超)月平均時間(分) | 1,003 |
| | レベル4(5ppm超)月平均時間(分) | 81 |

| 阿古港船着待所 | | |
|---------|-----------------------|-------|
| 長期 | 年平均値(ppm) | 0.04 |
| | 1時間値0.1ppm以上の割合(%) | 7.6 |
| 短期 | レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分) | 2,218 |
| | レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分) | 1,039 |
| | レベル3(2ppm超)月平均時間(分) | 89 |
| | レベル4(5ppm超)月平均時間(分) | 1 |

| 三宅村役場 | | |
|-------|-----------------------|-------|
| 長期 | 年平均値(ppm) | 0.27 |
| | 1時間値0.1ppm以上の割合(%) | 23.4 |
| 短期 | レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分) | 8,444 |
| | レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分) | 6,176 |
| | レベル3(2ppm超)月平均時間(分) | 1,465 |
| | レベル4(5ppm超)月平均時間(分) | 133 |



| 薄木生コン工場 | | |
|---------|-----------------------|-------|
| 長期 | 年平均値(ppm) | 0.12 |
| | 1時間値0.1ppm以上の割合(%) | 17.5 |
| 短期 | レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分) | 4,629 |
| | レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分) | 2,575 |
| | レベル3(2ppm超)月平均時間(分) | 329 |
| | レベル4(5ppm超)月平均時間(分) | 7 |

| アカヨッコ館 | | |
|--------|-----------------------|-------|
| 長期 | 年平均値(ppm) | 0.03 |
| | 1時間値0.1ppm以上の割合(%) | 5.8 |
| 短期 | レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分) | 1,464 |
| | レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分) | 546 |
| | レベル3(2ppm超)月平均時間(分) | 60 |
| | レベル4(5ppm超)月平均時間(分) | 3 |

| 坪田公民館 | | |
|-------|-----------------------|------|
| 長期 | 年平均値(ppm) | 0.02 |
| | 1時間値0.1ppm以上の割合(%) | 2.6 |
| 短期 | レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分) | 596 |
| | レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分) | 272 |
| | レベル3(2ppm超)月平均時間(分) | 45 |
| | レベル4(5ppm超)月平均時間(分) | 3 |

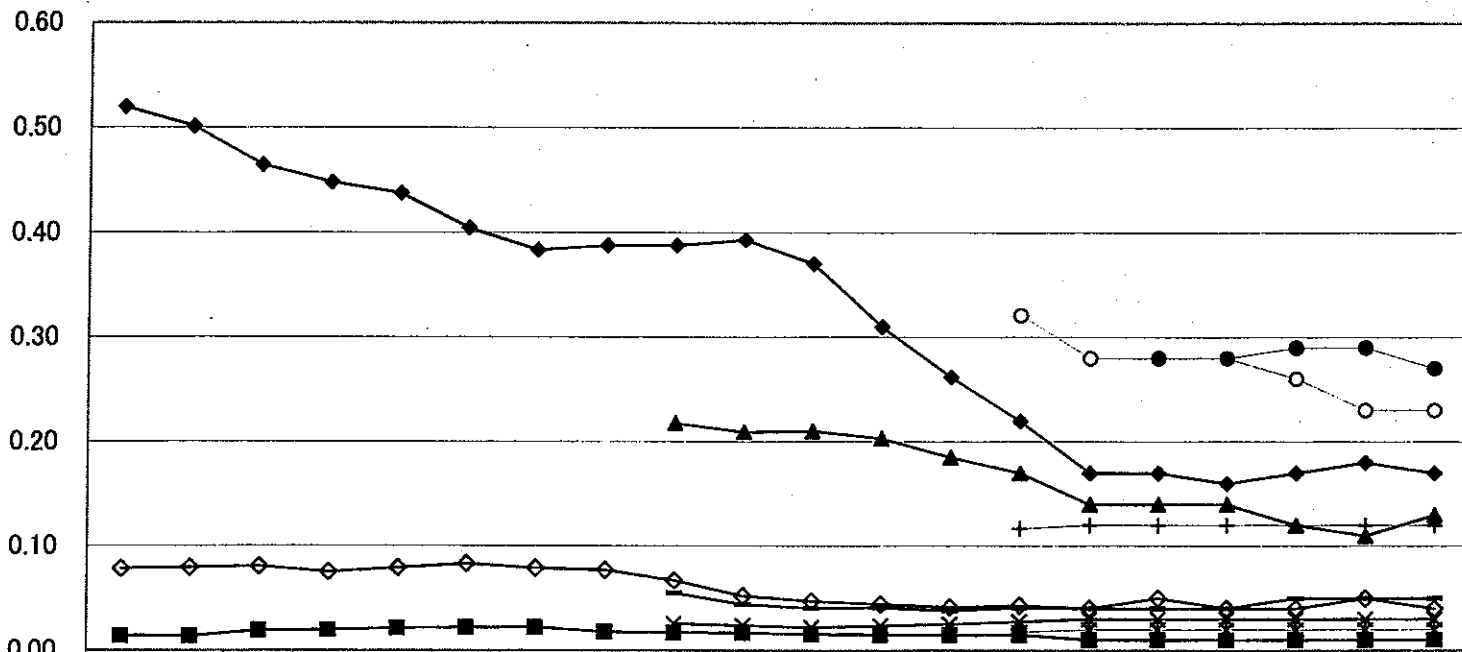
| 三宅島空港 | | |
|-------|-----------------------|-------|
| 長期 | 年平均値(ppm) | 0.17 |
| | 1時間値0.1ppm以上の割合(%) | 17.4 |
| 短期 | レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分) | 6,054 |
| | レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分) | 4,215 |
| | レベル3(2ppm超)月平均時間(分) | 743 |
| | レベル4(5ppm超)月平均時間(分) | 68 |

* データは平成14年9月1日から平成15年8月31日まで。

二酸化硫黄濃度の目安に照らした各観測点の状況

濃度 (ppm)

- 三宅支庁
- ▲ 逢の浜温泉
- 三池消防器具置場
- ◆ 三宅島空港
- * 坪田公民館
- × アカコッコ館
- + 薄木生コン工場
- ◇ 阿古船客待合所
- 伊ヶ谷老人福祉館
- 三宅村役場



| 期間 | 13.2-14.1 | 13.3-14.2 | 13.4-14.3 | 13.5-14.4 | 13.6-14.5 | 13.7-14.6 | 13.8-14.7 | 13.9-14.8 | 13.10-14.9 | 13.11-14.10 | 13.12-14.11 | 14.1-14.12 | 14.2-15.1 | 14.3-15.2 | 14.4-15.3 | 14.5-15.4 | 14.6-15.5 | 14.7-15.6 | 14.8-15.7 | 14.9-15.8 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 三宅支庁 | 0.01 | 0.01 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.01 | 0.02 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 |
| 逢の浜温泉 | | | | | | | | | 0.22 | 0.21 | 0.21 | 0.20 | 0.18 | 0.17 | 0.14 | 0.14 | 0.14 | 0.12 | 0.11 | 0.13 |
| 三池消防器具置場 | | | | | | | | | | | | | | 0.32 | 0.28 | 0.28 | 0.28 | 0.26 | 0.23 | 0.23 |
| 三宅島空港 | 0.52 | 0.50 | 0.46 | 0.45 | 0.44 | 0.40 | 0.38 | 0.39 | 0.39 | 0.39 | 0.37 | 0.31 | 0.26 | 0.22 | 0.17 | 0.17 | 0.16 | 0.17 | 0.18 | 0.17 |
| 坪田公民館 | | | | | | | | | | | | | | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 |
| アカコッコ館 | | | | | | | | | 0.03 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.03 | 0.03 | 0.03 | 0.03 | 0.03 | 0.03 | 0.03 | 0.03 |
| 薄木生コン工場 | | | | | | | | | | | | | | 0.12 | 0.12 | 0.12 | 0.12 | 0.12 | 0.12 | 0.12 |
| 阿古船客待合所 | 0.08 | 0.08 | 0.08 | 0.08 | 0.08 | 0.08 | 0.08 | 0.08 | 0.07 | 0.05 | 0.05 | 0.04 | 0.04 | 0.04 | 0.04 | 0.05 | 0.04 | 0.04 | 0.05 | 0.04 |
| 伊ヶ谷老人福祉館 | | | | | | | | | 0.06 | 0.04 | 0.04 | 0.04 | 0.04 | 0.04 | 0.04 | 0.04 | 0.04 | 0.05 | 0.05 | 0.05 |
| 三宅村役場 | | | | | | | | | | | | | | | | 0.28 | 0.28 | 0.29 | 0.29 | 0.27 |

火山ガスと健康影響に関する Q&A

Q 「長期的影響についての二酸化硫黄濃度の目安」で、せきやたんが出る人はどの位いるの？

A 「長期的影響についての二酸化硫黄濃度の目安」で長期間二酸化硫黄を吸い続けると、濃度によって多少の個人差はありますが、軽いせきやたんが出る人が100人の内4人～5人位になると考えられています。

二酸化硫黄の影響がなくても、せきやたんを訴える人は100人の内2人～3人います。

つまり100人の内2人位せきやたんを訴える人が増える可能性があります。



Q 「長期的影響についての二酸化硫黄濃度の目安」で、せきやたんの症状が出た場合、火山ガスの終息後も症状が続くことはないの？

A 火山ガスが終息した後は、症状が続くことはありません。

せきやたんは、火山ガスに含まれる二酸化硫黄を吸い込むと、咽喉などの粘膜が刺激されるために起きる症状です。

せきやたんの起きる原因がなくなれば、咽喉などの粘膜への刺激もなくなりますので症状は治まります。

また症状が治まるのに時間がかかり長引いてしまうこともあります。



三宅村 議会 日誌

三宅島民の島外避難生活も丸三年が過ぎて四年目に入り、九月二日には新聞、テレビ等で特集番組も放送されました。また、石原都

知事は「全島避難から三年が経過したが、火山ガスの状況は、残念ながら、直ちに帰島し生活を送れるようなレベルに達しておらず、島民の方々のご苦勞・望郷の想いはいかばかりかと察してあまりあるものがある。都としては、これまで道路・ダムなどの基幹的施設の整備に努めてきたが、帰島にあたっては相当な準備期間が必要であることから、今後、生活の再建や住む家の確保対策を含めたハード・ソフト面から支援策の検討を進めてまいりたい。なお、国に対しては被災者生活再建支援法の見直しな

（平成十五年九月三十日発行）
を提案要求しているので、ぜひとも実現していただきたい」とコメントを。

三宅村議会では九月三日に、東京都の災害担当幹部と、三宅島の噴火活動継続により帰島の目途が立っていない中で、島民の生活支援や、帰島時の経費補助、帰島後の生活支援策などについての懇談会をおこないました。また、九月十日には、午前、参議院災害対策特別委員会の傍聴（同委員会は九月八日に三宅島を現地視察調査）、また、午後には、内閣府の防災担当幹部との懇談を行い、懇談の中で、「被災者生活再建支援法の再度適用については」の質問に対しては「十六年度予算概算要求をしている。支給については、三宅の場

合は帰島時期になる見込み」また、「島内の地区によって状況も違っているので、帰れるところから帰る方法もあるのでは」という質問に対して、「帰るにしても色々な準備が必要である。公共施設の整備等、個人住宅の他にも色々ある。安全確保対策・生業再建対策・生活支援対策等、生活支援金のみでなく、全体的な面で見ても意見を出していただきたい」などの対談がされました。

懇談時要請事項(メモ)

○ 雄山の火山活動が開始してから、三年が経過した今も火山ガスの噴出は続いており、いまだ終息の目途が立たず、火山ガスとの共生も視野に入れている帰島も検討されている状況にあるが、今現在においても、火山ガスが多量に押し寄せ、

生活することが不可能と判断されている地区があり、全島民が共に帰島するためには、これら危険地区の島民が火山ガス終息までの間、生活をするための住居として、補助率の有利な、災害公営住宅の建設等による財政的救済措置を。

○ 住民が居住していない家屋の荒廃は現在も続いているが、特に宅地内に残った降灰、泥土などは宅地内の排水を悪くし、特に床上や床下に浸水した家屋などは、荒廃の進行が早く、家屋の補修から、建て替えが必要になる事態も考えられる。被災者の負担を今以上に増やさないため、宅地内土砂等撤去事業の早期実現に向け、財政支援措置を。

○ 現在の生活も然ることながら、今後、帰島に向けて生活の再建に不安を抱える島民への救済策の一つと

して、被災者生活支援制度の、再度の適用措置を。

○ 帰島後当面の生活を維持し、生業を復活するまでの期間の就業の場の確保が必要であり、げんき農場・ゆめ農園のような就業の場を確保するための財源措置を。

○ 国、東京都、各種関係機関等の、多大なご支援を受けながら今日に至っているが、避難が長引くに連れて島内の生活必需品も使用不可能な状況があり、帰島の際には島外から島内への移送費用が、島民の経済的な負担が過重となるので、強力な財政支援の措置を。

○ 帰島後においても火山ガスのみでなく、将来の噴火の可能性もあり、特に夜間における高齢者等、避難所への移動には危険も伴うことが考えられるため、火山ガス発生時の緊急対策用

として、高齢者等の個人住宅についても、避難用クリールームの設置事業のための財政支援の措置を。

○ 災害による住宅の再建には多額の費用がかかり、被災者個人の負担が過重となるため、再建を諦めることにより地域の崩壊にもつながりかねない。持ち家、借家に係わらず、島民(国民)の生活の拠点である住宅の再建に対し、公的支援できる法整備を。

○ 噴火による降灰、泥流、火山ガスの影響によつて、家電製品、自動車、家屋の廃材等、島内には多くの災害廃棄物が発生している。今後これらの処理には多くの時間と、多額な費用が必要。これらの処理事業が安全に、速やかに行われるよう、強力な財政支援措置を。

○ 既に三年間放置状態となつている医療施設、特養

ホーム等は、降灰、火山ガスの影響も重なつて、施設、設備ともに損壊が激しく、その復旧には多大な費用が必要とされている状況であるが、これらの公共施設は島民が帰島後、生活の場として欠かすことの出来ない施設であり、帰島に当たつては早急に復旧をすることが必要である。しかし、その復旧のための費用は到底単独で負担できるものではなく、どうしても国、東京都の助成が必要であるため、是非とも絶大なる財政支援措置を。

○ 帰島直後には、家屋の補修、家財や電化製品、自動車の購入費用など、生活再建には多くの費用が必要になると思われる。しかしながら現在はそのための費用が、思うように積み立てられない状況にあるため、帰島後も三宅村災害保護事

業の、事業継続のための財政支援措置を。

今後とも、要請活動を続けてまいります。

◇ ◇ ◇ ◇

第三回定例会が、九月二十五日・二十六日の二日間の日程で行われ、条例の廃止条例一件、規約の一部改正一件、事業の廃止一件、補正予算五件、村有地の処分一件、契約一件、委員の選任同意四件、公営企業会計の決算認定が、審議の結果それぞれ原案のとおり可決、同意、認定されました。

委員の選任は、議会選出監査委員に浅沼功一郎議員、教育委員に浅沼和男氏(再任)、山田照一氏(再任)、平野充氏の選任が何れも同意されました。

◇ ◇ ◇ ◇

※ 八月十二日、大石徹議員が逝去されました。
ご冥福をお祈りいたします。

からだを動かそう

第2回 ストレッチ

(筋肉や関節を静かにのびし、血液の循環を良くする運動)

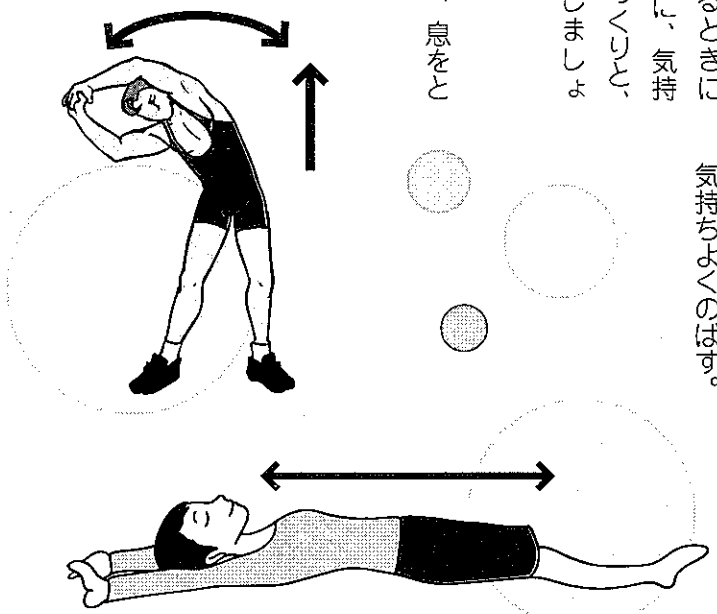
ストレッチは緊張している筋肉を解きほぐし、肩こりやけがの予防などに効果があります。

少しの時間でもよいので、こまごまを意識ながら試してみましょ。

★ひとつひとつの動作をするときは、はすみや反動をつけずに、気持ちよいと感じる程度に、ゆっくりと20秒くらいからだを伸ばしまし。

★ストレッチをしている間は、息を止めずに、普段どおりに呼吸をしまし。

(例)
●上体のストレッチ
両手を頭上に組み、ゆっくり気持ちよいのび。



●体側のストレッチ
ゆっくり体側を曲げて、反対側の体側をのび。

●全身のストレッチ
両手と両足をゆっくり気持ちよいのび。

■精神保健福祉相談講演会のお知らせ

御蔵島において、こころの健康について講演会等を開催します。

皆様お誘いあわせの上、ご来場ください。

◇講演会

演題 「日々のストレスや心の健康について」一緒に考えてみませんか」

講師 東京都精神保健福祉センター所長 伊勢田 堯

日時 10月6日(月)午後5時20分より

場所 老人福祉館

◇個別相談

日時 10月7日(火)午前10時より

場所 老人福祉館

■健康局通信

◎「東京都民の栄養状況」平成14年の調査結果から

- 1 若い世代で朝食を欠食する割合が高くなっています。朝食をとらないとカルシウム、鉄、ビタミン等の栄養が不足します。
- 2 栄養素でみるとカルシウム、鉄が不足し、脂肪、食塩はとりすぎの傾向にあります。
- 3 1日2回以上外食する人は、ビタミン類が不足傾向にあります。栄養のバランスを考えた食事を心がけましょ。
- 4 心身のストレスは食事量を変化させることが判明しました。

健康局ではこれらの調査結果をもとに、効果的な健康づくり事業を進めていく予定です。

保健所だより

平成15年 秋号 No.273

R100 古紙配合率100%

東京都島しょ保健所三宅出張所

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 TEL.03(5320)4557 都庁第1本庁舎41F FAX.03(5388)1600

動物の愛護

ペットは家族



イヌ、ネコ、ウサギ等々いろいろな動物がペットとして飼われています。

愛玩や癒しの目的だけではなく盲導犬、介護犬のように生活のパートナーとしての重要な役割を担う動物も多く、人間とより深くかわるようになりました。

そこで「動物の愛護及び管理に関する法律」から、人と動物のかわり方を考えて見ましょ。

すべての人が命ある動物を虐待することのないようにするだけでなく、人と動物の共生に配慮し適正に取り扱うこと、そして飼主は、動物を正しく飼うことにより動物の健康を守り、人に危害を加えたり迷惑をかけないように努めることが求められています。

また、この法律に基づき平成14年に制定された「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」から家庭でペットを飼うポイントをあげてみます。

家庭動物の定義

最近ペットとして野生の哺乳類やハビ、カメなど飼う人が増えています。そこで今まで一般に飼われていたイヌ、ネコ、ウサギなどに加え、家庭で飼育される動物(哺乳類・鳥類・爬虫類)全般を家庭動物として、正しい飼いかたを定めることになりました。

飼主の責任

人と動物が共に生きていく社会の実現のため以下のように、飼主の責任を定めています。

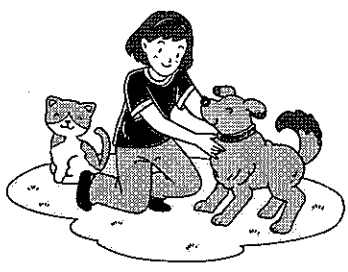
- ※家庭動物を飼う前に、飼おうとする動物の習性などをよく調べ、責任を持って最後まで面倒を見ることができると考えましょ。
- ※家庭動物には、名札や脚輪などをつけて飼主がわかるようにするましょ。
- ※家庭動物の数が増えすぎないように、適正な繁殖制限を行いましょ。
- ※イヌは放し飼いせずに、適切なしつけや訓練を行いましょ。

自然環境への配慮

家庭動物を逃がしたり放し飼いすることによって、野生動物の生活を圧迫することのないよう、自然環境の保全に配慮した飼育を飼主の責務として明記しています。

以上のように、動物の愛護とは、ペットをただ溺愛するだけでなく、周囲の環境にも配慮した、愛護と管理を適切に行うことが大切なのです。

全島避難から丸3年が経ってしましました。1日も早くペットと一緒に帰島できることを祈るばかりです。



気を付けようキノコの食中毒

行楽の季節、野に山に出かける機会も増えると思います。ストレスの多い現代人にとって、野山に親しむことはとても楽しく、有意義なことだと思います。自然の中で、

身も心もリフレッシュし、明日の活力を養うことができるアウトドアレジャーが、ブームとなっているのもうなずけます。そんなレジャーの一つとして人気の高い「キノコ狩り」があります。しかし、キノコについての正しい知識がなかったために、楽しい「キノコ狩り」が一変して毒キノコによる食中毒という不幸な結果になってしまっていることが、毎年起きています。安易に野生のキノコを確認せずに食べることは、取り返しのつかない食中毒を招きかねません。絶対にやめましょう。

キノコ中毒発生状況***

昭和46年から平成2年までの20年間に全国で、1,011件のキノコ中毒が発生し、約5,000人が中毒し、30人の死者が出ています。年によって件数に変化がありますが、全国で毎年キノコ中毒が発生しています。

ます。また、東京都でも過去5年間に4件起きており25人の方が中毒を起しています。

中毒の原因キノコ***

中毒の原因となったキノコの種類は、クサウラベニタケ（イッポンシメジを含む）が30.5%、ツキヨタケが26.5%、カキシメジ（マツシメジを含む）が10.5%で、この3種類で7割近くをしめています。

また、キノコによる死亡事例では、原因キノコが判明したもののうち、ドクツルタケ（シロタマコテングタケを含む）によるものが、約半分あります。

キノコ中毒発生時期***

キノコは、秋に多く発生しますので、採集して食べる人も増えます。キノコ中毒も、9月、10月に多く発生しており、約9割がこの時期に集中しています。

キノコ中毒の原因となった場所***

キノコ中毒の約9割が家庭で発生しています。

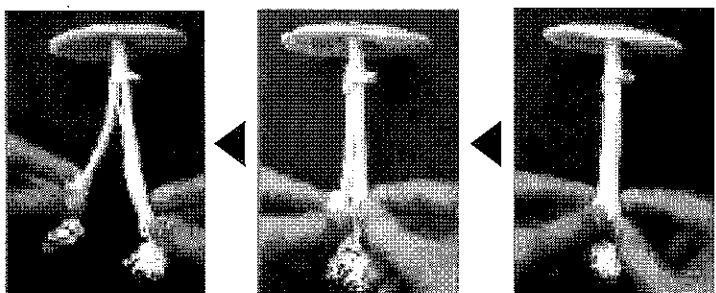
ます。その他、販売店、飲食店などの営業施設が原因で発生することもあります。

野生キノコを見つけたとき、そのキノコが食べられるのか、毒キノコなのか興味が持たれます。キノコの見分け方として多くの迷信があります。これを信じて、もし、毒キノコを食べたら中毒を起してしまうことになります。

(1) 柄が縦にさけるものは食べられる……

あてにならない

多くのキノコの柄は縦にさけ、ほとんどの毒キノコの柄も縦にさけます。



下の猛毒のドクツルタケの柄も簡単に縦にさけます。



(5) 干して乾燥すれば食べられる……

あてにならない

乾燥しても毒成分は分解されません。

(6) 塩漬にし、水洗いすると食べられる……

あてにならない

ほとんどの毒キノコでは効果ありません。

(7) カサの裏がスポンジ状（イグチ類）のキノコは食べられる……

あてにならない

以前は、イグチ類のキノコには毒キノコは無いと信じられていた時代もありましたが、現在では、ドクヤマドリなど毒キノコが見つかっています。

この他にも、色々な見分け方の迷信がありますが、あてになるものはありません。

毒キノコと食用キノコを見分けるには、1種類ずつ確実に覚えるしかありません。

キノコを採ったときには、地元の詳しい人や、正しい知識と豊富な経験を持った人などに教わるか、キノコを見せて判定してもらいましょう。

(2) 地味な色をしたキノコは

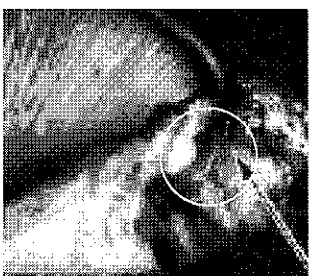
食べられる……

あてにならない

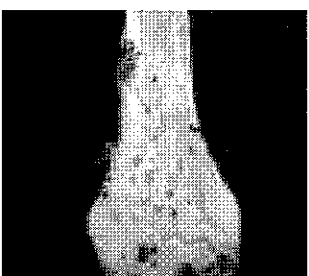
毒キノコのほとんどは地味な色をしています。特に、キノコ中毒の発生が多いクサウラベニタケ、ツキヨタケ、カキシメジなどは地味な色でいかにもおいしそうに見えます。タマゴタケのように色が鮮やかでも食べられるキノコもあり、色での判断はできません。



クサウラベニタケ（毒）
地味な色をしています
が毒キノコです。



ツキヨタケ（毒）
についた虫



ドクツルタケ（毒）
ポツポツと虫食い跡



その他、次のような色々な言い伝えがありますが、ほとんどが迷信です。

(4) ナスと一緒に料理すれば食べられる……

あてにならない

ナスと一緒に料理して中毒した事例は数多くあります。



タマゴタケ（食）
傘は紅色ですが、
食べられます。

三宅島「げんき農場」で働いていただく方の募集

(三宅島特産農産物種苗等の栽培・保全事業)

都では、三宅島の特産農作物の種苗を確保し、帰島後速やかに営農が再開できるよう、八王子市に三宅島「げんき農場」を開設しています。

このたび、「げんき農場」で働いていただく方を、下記のとおり募集いたしますので、お知らせいたします。

記

1 応募資格

三宅島から避難されている島民の方で、農作業のできる方。

2 募集期間

- ① 募集期間 平成15年10月1日(水)から同7日(火)まで
- ② 採用通知 10月中旬(採用・不採用にかかわらず郵便等により連絡)

3 勤務地

八王子市宇津木町236-1ほか(都立小宮公園北側)

なお、勤務にあたっては、最寄り駅(JR八王子駅、京王線京王八王子駅)近くの都立産業技術研究所八王子庁舎からシャトルバスにて送迎いたします。

4 勤務条件

- ① 勤務内容 島の特産農産物等の栽培・収穫(軽作業)
- ② 勤務期間 平成15年10月中旬から平成16年3月末まで
- ③ 勤務日数 月12日程度(但し10月は5日程度)
- ④ 賃金 6,280円/日・税込み(交通費は実費支給)
- ⑤ 募集人数 若干名

5 問い合わせ先

三宅村新宿総合事務所農林水産業整備担当課

電話 (代)03-5321-1111(内線)45-651

(直)03-5320-7828

(財)東京都農林水産振興財団

電話 (代)042-528-0505

6 応募について

(1) 応募方法

官製はがきに、①現住所、②三宅村住所、③氏名、④年齢、⑤性別、⑥電話番号、⑦げんき農場での勤務経験の有無、を記入のうえ、下記住所に応募してください。

(10月7日消印有効)

(2) あて先

〒190-0023 立川市柴崎町3-17-7

(財)東京都農林水産振興財団 げんき農場担当 久保田